

最近の管内情勢について

いわき労働基準監督署長 伊藤 達夫

会長をはじめ貴協会会員の皆様方には、日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新株の流行、第11波か？と言った報道もあり、アフターコロナとしての場面に応じた感染予防対策の継続が必要となっておりますが、昨今の物価上昇、原材料価格の高騰、労働者の人手不足や高齢化など、労働環境を取り巻く情勢も刻々と変化しています。

このような状況の中、この4月からは、建設業、自動車運転者、医師にも時間外労働の上限規制の適用が始まりました。労働条件明示事項の追加などの法令改正等も行われています。最低賃金につきましては、8月9日、福島県地方最低賃金審議会より、福島県最低賃金を55円引き上げ、時間額955円とするよう答申がありました。諸手続きを経て、本年10月には最低賃金が改正される予定です。

監督署では、特に市内の中小企業に対し、関係団体の皆様とも連携しつつ、働き方改革や労働条件の改善、賃金の引き上げ等への取り組みを支援しているところです。具体的には、当署の支援担当者が事業場を直接訪問し、賃金の引き上げに向けた助成金などの情報提供や、法律に基づいた具体的な改善方法の助言等を実施しております。定期的に説明会も開催しており、ぜひ改善にご活用いただきますようお願いいたします。

次に、労働災害の発生状況ですが、当署管内における令和5年の休業4日以上労働災害は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き379人、対前年比10%の減少となりました。減少の要因は、転倒災害が前年125人から令和5年は94人と大幅に減少(-24.8%)したことによりますが、一方で、交通事故による労働災

害が前年と比較して43.5%増加(前年23人→令和5年33人)となっています。

昨年度からスタートした第14次労働災害防止計画では、令和4年度までの5年間で増加傾向となった労働災害死傷者数を令和9年までの5か年で減少傾向に転じさせることを目標に取り組んでいます。第14次防初年度としての対前年比での減少は一定の評価となりますが、減少傾向に転じさせるという目標達成には、今年度もより一層の対策、取り組みが必要であると考えております。

ちなみに、今年、令和6年1月～6月末の半年の状況は、145人(うち死亡1人)、対前年同時期比で、15人減少(-9.4%)、転倒災害は、39人(対前年同時期比6人減少、-13.3%)となっています。

労働安全衛生に関しては、労働安全衛生規則の改正により、運送業では荷役作業時における安全対策が強化され、令和6年2月からテールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務付けられ、建設業では足場からの墜落防止措置が強化され、4月から一側足場の使用範囲が明確化されています。また、化学物質に関する新たな管理規制が義務化されています。監督署では、引き続き、関係団体と連携した説明会での周知、個別に事業場を訪問しての指導を実施してまいります。また、(一社)いわき労働基準協会のホームページ「労基署通信」に皆様のお役に立つ安全衛生に係る情報を掲載してまいりますので、ご活用下さい。

今年度においても、監督署では、労働条件の改善、安全衛生の確保、更に、労災補償の迅速かつ適切な事務処理と、職員一丸となって諸施策に取り組んでおりますので、引き続き、会員の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。